

令和 3 年 1 月

(第 1 回)

京都府教育委員会会議録

1 開 会 令和3年1月14日 午後2時
閉 会 令和3年1月14日 午後3時20分

2 出席委員等

橋本教育長 小畑委員 千委員
安岡委員 藤本委員 鈴鹿委員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

前川 教育次長 山本 教育監
大路 管理部長 山口 指導部長
石澤 総務企画課長 仲井 教職員人事課長
村田 高校教育課長 下村 総務企画課主幹兼係長
岡 総務企画課副主査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣告

(2) 前会議録の承認

12月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 新型コロナウイルス感染症について

【山本教育監の報告】

- 昨日、京都府を含む7府県に緊急事態宣言が発出され、先に発出された4都府県を含め、同宣言は11都道府県に発出された。

まず、京都府内の感染状況と京都府における緊急事態措置について、資料に沿って報告する。

府立学校における対応等については、このあと、指導部長から説明する。

京都府内の感染状況は、12月に入り急激に拡大しており、先週1月8日の感染者数は147人と過去最多となり、昨日も145人となっている。

感染者数の1日平均では、11月と比べ12月は3倍超、1月は5.5倍超となっている。

直近の動きでは、京阪神の感染状況は、極めて深刻な状況となり、1月8日には、京都府独自で、外出の自粛の要請や飲食店の営業時間短縮を要請する京都府感染拡大警報が発令された。

1月9日には、大阪、兵庫、京都の3府県の知事が揃って、国に対して緊急事態宣言の発出を検討するよう要請し、昨日、同宣言が発出されたところである。

同宣言に基づく京都府の緊急事態措置については、対象区域は京都府全域で、実施期間は本日0時から2月7日24時までとなっている。

実施内容については、外出の自粛、催物の開催制限、施設の使用制限等、職場への出勤等、大学等への要請の5点である。

続いて、実施内容の概要を説明する。

不要不急の外出自粛は、特に20時以降の徹底した自粛を要請している。

催物の開催制限は、5,000人以下を上限として、屋内の収容率は50%以下とすることなどを要請している。

施設の使用制限は、特措法に基づく要請では、飲食店に対し、5時から20時までの営業時間短縮の要請や酒類提供は11時から19時とすることを要請している。

職場へ出勤等は、出勤者数の7割削減をめざすことなど、テレワークの徹底等を要請している。

大学等への要請は、部活動、課外活動、学生寮における感染防止策の徹底など、感染防止対策と注意喚起を要請している。

次に、京都市立学校を除く府内公立学校における感染者数について報告する。

府内の感染状況と同様に、学校においても、12月から感染が拡大し、今月は

13日現在で45人の感染を確認しており、拡大傾向が更に続くと認識している。

学校における感染者の感染経路については、昨年4月以降の感染者139人の感染経路を調べたところ、学校内での感染は12人で、感染経路が判明している103人のうち1割程度であり、家族や友人からの感染が最も多く約8割となっている。

京都府内の感染状況と京都府における緊急事態措置についての報告は以上である。

【山口指導部長の報告】

- 緊急事態宣言を踏まえた府立学校の対応について、本日午前、教育長から各府立学校長宛てに発出した通知に沿って報告する。

まず、学校運営の基本的方針について説明する。

先ほどの感染状況の報告にあったとおり、府立学校における新型コロナウイルスの感染状況は、感染経路が判明しているうちのほとんどが家庭内の感染であることを考慮し、児童生徒の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、緊急事態宣言期間中であっても、一律の臨時休業は実施せず、感染防止対策を徹底しながら学校教育活動を継続することとしている。

その上で、緊急事態宣言期間中の学校教育活動については、一定の制限をかけ、特に宿泊を伴う教育活動や部活動にあつては、十分留意することとしており、宿泊を伴う教育活動では、授業、特別活動、部活動のいずれの場合であっても実施しないこととし、この期間中の研修旅行は延期又は中止とすることとしている。

部活動については、参加者を自校生徒のみとし、活動場所は原則校内、活動時間は平日・休日ともに2時間以内、宿泊は禁止、大会参加は全国大会等につながる府内大会のみ参加を認めるなどの制限を設けている。

次に、感染防止対策の更なる徹底については、文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づく感染防止対策を徹底した上で、児童生徒への指導及び家庭への協力依頼として、基本的感染防止対策の徹底、毎日の検温を含む健康観察、体調不良時や家族が陽性の場合の対応、食事等の飲食の場面の指導、学校外における行動等について、適切に対応していくこととしている。

また、登下校時にあつては、生徒の通学の実態等を踏まえ、地域の感染状況に応じて、例えば、公共交通機関が混雑する時間帯を避けて登下校できるように授業時間帯を設定するほか、登下校時の校門付近や通学路等の混雑を避けるため、時差登校等を行ったりするなどの検討を行うこととしている。

続いて、特別支援学校独自に必要な対応については、スクールバスの扱いや給食時の取扱いなど、必要となる対応を行うこととしている。

さらには、新型コロナウイルス感染症に関する人権上の配慮、児童生徒の学びの保障のための執行体制確保を前提とした教職員の勤務の工夫などについても適切に対応することとしている。

以上のとおり、要点のみを説明したが、緊急事態宣言下においても感染症対策を徹底した上で、学校教育活動に一定の制限をかけつつ、児童生徒の学びを保障するため、学校教育活動は継続していく考えである。

なお、市町（組合）教育委員会に対しては、府立学校の例を参考に適切に対

応していただくようお願いしている。

【質疑応答】

○ 藤本委員

学校内で発熱等により感染を疑われる生徒がいた場合、ほかの生徒や教員と接触させない、いわゆる濃厚接触者を拡大させないことが大事である。

こうした場合の接触者を拡大させない工夫など、各学校にどのように周知しているのか。

○ 山口指導部長

各学校でそれぞれの状況により校長等が判断するが、基本的には、家庭でそうした状況が認められた場合は、可能な限り登校させず、出席停止の扱いを行い、また、学校で体調不良が認められた場合は、速やかに下校させ、他人と接触をさせない対応を行うこととしている。

○ 藤本委員

それぞれの状況により、現場で判断していただくことは大事であるが、小学生等は保護者の迎えがないと下校できない場合もあり、下校するまでの間に児童が職員室に入り、多くの教職員が濃厚接触者となる恐れも想定される。

ちょっとしたミスで濃厚接触者が拡大する可能性もあり、例示を示し、各学校は緊張感を持って感染防止に取り組まなければならない。

○ 山口指導部長

学校の保健室等での対応についても、別室の設置やパーティションで区切るなど、他の児童や生徒等に接触させない措置を各学校で行っている。

また、そうした事象が発生した場合は、随時、報告を受け、状況を把握することとしている。

○ 小畑委員

前回の第一波の時は全校休業により、オンライン教育を急遽実施した。

今回は、臨時休業は実施しないものの、可能な限り接触機会を減らすためにオンライン教育の活用も必要だと思うが、感染防止にあたりどのようにオンライン教育の活用を考えているのか。

また、1人1台の端末整備の進捗状況はどうか。

○ 山口指導部長

まず、学習保障の観点で、臨時休業せざるを得ない状況となった場合を想定し、各学校でオンラインの活用等による学習の保障を検討することとしている。

また、高校については、1人1台端末整備の予算の対象外であるため、今後、そういうことも含めて検討することになるが、現状では、前回の第一波の休業時に実施した動画視聴等の対応となる。

一方、市町立小中学校は1人1台端末整備の予算が付いているので、年度内に整備が完了すると考えている。

○ 橋本教育長

GIGAスクール構想では、機器を導入してから使用できるようにするまでの期間が一定かかるため、年度内にすぐに使用することはできない。来年度から使用できると考えていただきたい。

また、今回は休業しないため、基本的に各家庭と繋いでオンライン教育の可能性はほぼないが、今後、学級や学年単位での休業の可能性は高まっている

ため、そうしたときの対応において、オンラインの活用は有効である。

GIGAスクール構想により国の予算で今年度中に1人1台の端末が整備されるのは、小中学校及び特別支援学校の小中学部であり、来年度から使用できるというものである。

高校については、小中学校のように国の予算で1人1台の端末が措置されるものではなく、低所得者向けなど限定した形での対応となっている。

○ 小畑委員

高校は自治体負担ということか。

○ 橋本教育長

他府県の一部自治体では、国のコロナ関係の臨時交付金等を活用し、自治体として導入しているところもあるが、多くの自治体は生徒自身の端末を使用するいわゆるBYOD方式であり、当府においても、その方向で考えている。

○ 千委員

感染防止対策の更なる徹底の中の学校外における行動についての指導事項は、国等で決められたことを引用しているのか。

○ 山口指導部長

文科省が作成している「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」から、特に注意を要する項目を抜粋して注意喚起している。

○ 千委員

「マスクをはずした状態での人との接触等は控えること。特に交通機関利用時にはマスクを着用し会話を控えること。」については、人がいるところではマスク着用が本来のことであり、マスク着用の徹底を書けば、交通機関利用時とはいうことを書く必要はないと思う。この場合以外はマスクを着用しなくてもよいと捉えられるかもしれない。

○ 橋本教育長

マスク着用は当然であるが、学校外等で気が緩んだときにマスクを着用せずに会話することも想定し、改めて徹底しているものである。

○ 鈴鹿委員

前回の教育委員会で高校入試実施時の対応についての報告があったが、今回の通知で生徒が受検に行くときの注意事項等は記載していないのか。

また、受検となれば、生徒は内申点を気にかけるが、発熱等により出席停止となった場合などの内申点はどのような扱いになるのか。

○ 山口指導部長

報告した通知については、学校生活を送る上での対応を記載したものであり、入試に係る注意事項については、それぞれ受検を実施する主体が決めるものである。大学受験は大学側、高校受検は高校側がそれぞれのルール等を示すこととなっている。

○ 前川教育次長

新型コロナウイルスに感染した場合、感染者の濃厚接触者の場合、それ以外に学級内で感染者が出て不安で欠席した場合など、そうしたやむを得ない事情で欠席した場合は、出席停止で欠席扱いにはならず不利益は生じない。

○ 安岡委員

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等に関しては、これまで多くの通知がなされているが、こうしたきめ細やかな対応策を示す中で、各学校が児童

生徒や保護者にそれを徹底する場合、どうようにして示しているのか。

○ 山口指導部長

学校から保護者等への通知については、教育委員会から通知を例示し、各学校はそれに基づき、それぞれの事情を踏まえて、保護者等に必要事項を通知している。

イ 少人数指導体制に係る動きについて

【仲井教職員人事課長の報告】

○ 小中学校の少人数学級について、今年度、国において、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に検討されてきたところであるが、文部科学省で来年度予算案として一定の方向性が示されたので報告する。

まず、その制度や定数、あるいは学級編制の仕組みについて説明する。

小中学校の教職員に係る人件費は、制度上、法律等に基づき、国庫負担金と地方交付税で国から措置されることとなっている。

教職員定数は令和2年度で68.6万人になっている。この教職員定数については、学級数等に応じて機械的に計算した基礎定数と政策目的に応じて予算措置で配分される加配定数を合わせたものである。

基礎定数については、学級数に応じた計算であり、毎年5月1日現在の児童生徒数、学級数により算定される。

加配定数については、要望、計画等を国に提出し、一定国において査定された上で配分される定数である。

基礎定数は学級編制を基礎としているが、現在その学級編制は小学校1年生が35人以下、同2年生から中学校3年生までが40人以下で算定される。

加配定数については、少人数指導や少人数学級等のための指導方法工夫改善で3.3万人、いじめや不登校対応等のための児童生徒支援で0.8万人、特別支援教育で0.5万人が措置されている。

学級編制は、義務標準法に規定する学級編制の標準の数で定められ、現在、小学校1年生は上限を35人、小学校2年生から中学校3年生までは40人と定められており、この数が基本的には各学級の児童生徒数の上限である。

一方、同法では、自治体の判断でこの数を下回することは構わないとされている。

学級編制における国、都道府県、指定都市、市町村の関係については、国が法により学級編制の標準を設定し、都道府県教育委員会がその標準を踏まえて各市町村立学校の学級編制の基準を設定し、市町村教育委員会がその基準を踏まえて学校の児童生徒の実態に応じ、柔軟に学級を編制することとなっている。

なお、小学校2年生については、40人以下と説明したが、先ほど説明した指導方法工夫改善の加配定数の中で35人学級を編制する場合は国から別途定数措置されることとなっている。

次に、京都府の現状について説明する。

京都府では、国の加配定数を活用するとともに、京都府独自の定数措置を行い、京都式少人数教育という少人数指導体制を整備している。

京都式少人数教育については、京都府から市町教育委員会に対して少人数教

育が可能となる定数配当を行い、市町教育委員会が配当された定数を活用し、学校や児童生徒の状況に応じて、少人数授業、ティーム・ティーチング、少人数学級の3手法から選択するものである。

少人数授業とは、例えば、算数や理科の授業のときに学級を解体して習熟度別等で授業を行うものである。

ティーム・ティーチングとは、一つの授業に2人の教員が入り、よりきめ細かに指導を行うというものである。

少人数学級とは、学級の単位を分割するというものである。

この方式は、学級編制基準を定めた上で、市町教育委員会あるいは各学校の実態に応じて判断していただくという趣旨である。

更に、先ほど説明した学級編制を基準としながら、京都式少人数教育として、小学校1年生及び2年生については、30人を超える学級に対し、非常勤講師を配置して複数の教員による指導ができる体制を整えている。これは発達段階を考慮し、生活習慣や学習習慣を確立させるためである。

小学校3年生から6年生については、京都府から30人程度の学級編制が可能となる定数を配当し、市町教育委員会が配当された定数により3手法から選択して、その実現を図っている。

40人学級は児童生徒数40人の倍数で編制し、35人学級は35人の倍数で編制しているが、京都式少人数による学級編制については、基本的には30人をベースとしつつ、少人数になりすぎないように、少子化の学校を除き、具体的には17人以下の学級を作らないように、1人から35人までは1学級、36人から68人までは2学級、69人から96人までは3学級という形で学級編制をしたものとして教職員定数を決め、3手法のうちから選択するという制度である。

例えば、児童生徒数70人の場合は、40人学級では2学級となるが、京都式では3学級となる。その1学級分が定数1となり、その定数を活用し少人数学級で3学級にしても構わないし、習熟度別授業という形で活用しても構わない。そういった形で小学校3年生から6年生までは進めているところである。

続いて、中学校については、学級編制基準40人をベースとしながら、少人数加配を配当し、機械的な基準は作らず、計画やそれぞれの要望を見ながら配当を行っている。実質的は、35人を超える学級規模の解消又は英語・数学を中心とした習熟度別授業の充実を実施するということで進めている。

京都式少人数教育として、小学校1、2年生の非常勤講師を除き、420人を超える教員定数を配当している。これを国の加配定数と府の独自の定数でここ10年間措置している。

次に国の状況であるが、今回の予算案で義務標準法を改正し、小学校においては、学級編制の標準を5年かけて40人から35人に引き下げる計画が示されている。

令和3年度は、加配定数で35人学級を編制している小学校2年生の学級編制の標準を35人に引き下げ、基礎定数として措置するものであり、さらに、令和4年度は小学校3年生、令和5年度は小学校4年生ということで、令和7年度まで5年をかけて小学校6年生まで学級編制の標準を35人に引き下げ、小学生の35人学級を確立させるものである。

小学校1年生の学級編制の標準については、平成23年の法改正で既に35人に引き下げられている。

京都府における今後の方向性としては、小学校2年生については、国の加配で既に35人編制を実施しており、実質的な影響はない。小学校3年生から6年生についても、令和4年度から同7年度にかけて引き下げが行われるが、事実上既に30人程度配置しているのが現状である。

一方、基礎定数については、35人学級制度の実現によって増えていくが、例えばそれ以上に、指導方法工夫改善定数が減ることになれば、京都式少人数教育が維持できない事態も場合によっては起こるため、指導方法工夫改善定数は現状維持が学校の課題あるいは教育の充実に向けてプラスになるので、今後、国に対してそういった要望をしていく。

また、中学校における学級編制の標準の引き下げについても、今後、国に要望していきたいと考えている。

【質疑応答】

○ 小畑委員

教員の人件費というのは、国から予算措置されるのか。

○ 橋本教育長

児童生徒数を学級編制の標準数で割って学級数を算出し、その学級数に応じた基礎定数については国が給与負担する仕組みとなっている。具体的には、国庫負担と地方交付税で措置される。これが義務教育における配当、給与負担の仕組みである。

○ 小畑委員

加配定数は、基礎定数から追加で措置されるということか。

○ 橋本教育長

そのとおりである。今回の国による小学校2年生等の35人学級措置というのは、地方から見れば、加配定数が基礎定数に移行するだけかという感じもみられるが、加配定数は毎年の予算措置によるものであり、削られる場合もあるため、義務標準法を改正し、基礎定数が多く位置づけられることで法的に守られ、これまで長年40人学級と言ってきたものを動かすということ自体は大変大きな意味がある。

しかしながら、先ほどの説明のとおり、実人員としてはあまり変わらないという感じもある。

○ 小畑委員

京都は独自の考えで京都式少人数教育を進めているが、国の少人数学級が進むと今後の見通しはどうか。

○ 橋本教育長

法改正で基礎定数は充実されるが、それによって、加配定数が減らされることになれば、京都にとってはマイナスとなる可能性があるため、加配定数が維持されるとありがたい。

○ 小畑委員

京都式少人数教育では、法改正により、単純に加配定数が基礎定数に移行することになれば、マイナスになりかねず、そこはしっかり国と交渉することか。

○ 橋本教育長

そのとおりである。

- 藤本委員
35人学級に法改正したことに満足せず、更に少人数学級になるよう言い続けなければ、この国の教育水準は更なる発展はないと思う。京都が牽引し、今後更に切り込んでいただきたい
京都における学級の平均人数を教えてください。
- 仲井教職員人事課長
現状では、1学級当たりの児童生徒数の平均数は、少規模化している学校を含んで、小学校では25.1人、中学校は31.9人である。
- 安岡委員
学級の人数は何人が妥当なのか。
- 仲井教職員人事課長
必ずしも何人が適切というものはない。しかし、例えば、京都府の北部地域では、10人以下の学級もあり、手厚くできる反面、人間関係も固定するなど、少人数化により競争などが少なく大人しくなるところもあり、何人が良いとは言えない。
- 安岡委員
新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校1年生は学校生活に馴染めないところもみられるため、例えば、35人学級の児童を一人の教員で見切れないということも想定される。こうした場合、教職員の応援など別立ての対策も行っているのか。
- 仲井教職員人事課長
新型コロナウイルス感染症の対策では、国から少人数化の加配措置がなされ、今年度、臨時措置として増員対応した。また、消毒作業等をしていただくためのスクールサポートスタッフについても、今年度は増員した。次年度については、予算折衝中である。

ウ 令和2年度各種留学補助事業の代替措置について

エ 令和2年度WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業における海外交流等について

【村田高校教育課長の報告】（ウ、エを一括報告）

- 令和2年度各種留学補助事業の代替措置について報告する。
今年度の各種留学補助事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により全て中止としている。
しかしながら、海外留学を予定していた生徒に対しては、何か留学のような体験など、文化理解の促進につながるような機会を提供できればという思いから代替事業を実施することとした。
内容は、対面とオンラインによるハイブリッド型の研修を実施することとしており、語学力向上をメインとした研修と異文化体験をメインとした研修の2種類のコースを設定することとしている。
時期については、春休みの3月20日から22日までの3日間で実施し、プログラム費として生徒一人当たり42,000円と、宿泊費の2分の1を補助金として交付することとしている。
現在、実施業者と詳細な調整を行っており、まもなく、実施業者から各学校

に案内等が配布され、募集を開始できる見込みとなっている。

今後においても、府立高校の生徒が国内にいながら留学体験できる機会の提供に努めていきたいと考えている。

次に、令和2年度WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業における海外交流等について報告する。

京都府教育委員会では鳥羽高校を拠点校、福知山高校を共同実施校として、全国の高校が活用できるイノベティブなグローバル人材を育成するALネットワークの構築を目指し、京都モデル「ALネットワーク京都」を研究開発する。京都モデルの戦略の1つとして、「グローバルかつ多様な協働学習の機会の創出」を設定し、ICT活用による遠隔教育等に取り組んでいる。

令和2年度国内外遠隔地の連携校・機関との交流実績については、次のとおり予定していた主な取組を実施した。

一つ目は、京都府WWL高校生サミット&フォーラムを昨年10月24日に実施した。鳥羽高校、福知山高校、洛北高校、秋田県立秋田南高校、学校法人九里学園高校、沖縄県立那覇国際高校をオンラインで接続し、合計41名の高校生がSDGsの目標達成に向けて、グループディスカッションを行い、各グループに提言を発表した。

同取組では、京都大学大学院生1名にも協力していただき、英語でのグループディスカッションも実施した。

二つ目は、クイーンズランド工科大学遠隔授業を昨年11月11日に実施した。鳥羽高校と福知山高校の各10名の生徒が、オーストラリア・クイーンズランド工科大学の先生による「多文化共生」についてのオンライン講義を英語で受講し、レポートを提出した。

三つ目は、海外オンライン・インターンシップを昨年11月13日に実施した。株式会社片岡製作所の支援をいただき、片岡製作所台湾事業所の社員と鳥羽高校生11名がオンラインで交流し、台湾及びグローバル企業の事業内容について、日本語でインタビューを実施した。

四つ目は、フランス・ヌヴェール高校とのオンライン交流会を昨年11月20日に実施した。鳥羽高校生21名とヌヴェール高校の生徒がオンライン上で小グループを作り、日本語を学習しているフランスの高校生と英語やフランス語でお互いの趣味や学校生活について交流した。

五つ目は、西安交通大学附属中学とのオンライン交流会昨年12月18日に実施した。中国の西安交通大学附属中学と鳥羽高校生10名がオンラインで交流し、お互いの国の文化や学校について英語で紹介し、質疑応答を実施した。

【質疑応答】

○ 小畑委員

いずれも良い取組である。2点目のWWLは、いつ頃から取り組んでいるのか。

○ 村田高校教育課長

今年度からの取組で3年間の予定である。

○ 小畑委員

各種留学補助事業の代替措置について、従来は1年間に何人くらい留学して

いたのか。それと同程度の予算をかければ、もっと多くの人数や期間で実施することもできるのではないか。

○ 村田高校教育課長

令和元年度、留学制度で海外にチャレンジした生徒は延べ129人であった。なお、この留学制度以外のSSHやSGHなどの関連で海外留学した生徒を含めると、元年度は、延べ330人である。

今回はコロナの影響のため、設定するのがこの時期になってしまったものである。委員ご指摘のとおり、実態をみて、こういう機会を充実させ、早くに募集かけられたらという思いもあった。来年度は状況を見ながら充実したいと考えている。

○ 安岡委員

WWLは、鳥羽高校が拠点校で、福知山高校が共同実施校であるが、ここで学びの手法が全ての学校に広めていくということか。

○ 村田高校教育課長

ここで開発した手法は、他の学校等にも普及していくべきであり、通常の学校単独では触れることができない高度な学びにも触れていきながら、人材育成に取り組み、途中でも成果を共有しながら、他の府立高校にも十分な普及をしていきたいと考えている。

○ 千委員

例えば、秋田県や山形県の学校はどのようにして選定されているのか。

○ 前川教育次長

鳥羽高校が主体となったプログラムが文科省で採択され、その中で、鳥羽高校がこうした学校と交流したいと提案して決めている。海外校については、交流がない国の学校の場合、高校教育課から紹介を受けたりして決めている。

○ 千委員

事業連携校の中の西安交通大学附属中学は、日本でいう高校か。

○ 前川教育次長

日本でいう高校である。

○ 藤本委員

どちらも有意義な取組である。

各種留学補助事業の代替措置は、この状況の中でも、部分的であってもできることは見いだして、こういう機会を高校生に与えてほしい。

対面の良さもあるが、こういう状況が続けば、来年度からは完全オンラインでできるような体制を計画するなど実現に向けて努力していただきたい。

(4) 議決事項

- ア 第43号議案 京都府公立学校退職教職員表彰（死亡退職）の被表彰者の決定について【非公開】

〔原案どおり可決〕

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府委員会会議規則第15条第1項第1号)

議決事項アについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告

